

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 9 月 1 日 (水) 午後 1 時 3 0 分から午後 1 時 5 5 分

2. 開催場所 宇和島市役所 A 棟会議室

3. 出席委員 (15 名)

会長職務代理者 24 番 山本 一也

農業委員 1 番 赤松 俊雄 2 番 赤松 利彦

4 番 上田 一徳

6 番 大塚 武司

7 番 黒田 義人

10 番 末光 亨

12 番 竹葉 邦政

14 番 玉木 邦英

16 番 富永 文夫

18 番 藤岡 功

19 番 松本 武雄

21 番 薬師寺 悦子 22 番 安並 繁行

23 番 山口 一光

4. 議事日程

議事録署名委員の指名

23 番 山口 一光

1 番 赤松 俊雄

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による報告について

報告第 3 号 農地法第 6 条の 2 第 1 項の規定による報告について

報告第 4 号 諸証明について

報告第 5 号 農地転用事業計画変更承認について

報告第 6 号 農地転用確認交付申請書について

報告第 7 号 農地法第 4・5 条許可について

報告第 8 号 農地の転用事実に関する照会に対する回答について

(令和 3 年 7 月 16 日～令和 3 年 8 月 13 日までの事務局処理事案)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)の決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 庵崎 正幸 次長兼管理係長 今西 愛典

農地係長 濱田 英樹

6. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモード等への変更をお願いいたします。

《会長職務代理者》

現在の出席人数は農業委員15名であります。

定足数に達しておりますので令和3年9月定例総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それで山本職務代理者より、ご挨拶を申し上げます。

《会長職務代理者》

皆さんこんにちは。天候は8月のお盆前に長雨、猛暑、長雨といい9月は学生達の新学期がスタートされました。緊急事態宣言、まん延防止策重点措置も含めて33都道府県に拡大されました。ベータ株やデルタ株の変化の動向が発生し、コロナ禍の中で分散登校や短縮授業、部活動の制限などが学校では行われております。

菅総理の今日の会見では9月の衆議院解散総選挙が見送りになりました。8月29日には宇和島市議会議員選挙がありまして、有権者62,398人、投票率は57.1%で、女性は5人が立候補し4人が当選の新議会です。岡原市長と共に市政の発展に尽力していただくことを望みます。

9月に入りまして水稻生産農家さんは、コンバインでの稲刈りや脱穀などが始まりま
す。野菜生産農家さんは、つるむらさきの栽培とかがはやっているみたいです。かぼち
ゃや芋類の出荷などもこれから始まるそうです。1日の野菜の摂取量の目標としては、
厚生労働省は350gを目標に定めております。60歳から69歳が摂取は良いのです
が、年齢が若ければ若いほど摂取が少ないという事です。350gを目標として摂取し
ましょう。

果樹生産農家にございましては極早生の出荷がそろそろ始まります。南柑20号は浮
き皮の対策として上旬位までがベストだと思います。獣害についてもニホンザルの被害
が出てきますので注意していく必要がございます。

そして熱中症に対する体調管理をして、皆さん今後も気を付けて農作業等をよろしく
お願いします。

それでは農地法3条他の議案の審議もあります。皆さんよろしくお願いします。

欠席報告をお願いします。

《今西次長》

はい。本日の欠席は0名でございます。

《会長職務代理者》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。
本日の議事録署名人に山口委員、赤松俊雄委員を指名いたします。
まず報告第1号から第8号までを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(報告第1号から第8号までを議案書をもとに朗読、説明)

《会長職務代理者》

只今、事務局より報告第1号から第8号までの報告がありました。
何かご質問等ないでしょうか。

(質 問 、 意 見 な し)

質問がないようですので、以上で報告を終わります。
次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

《今西次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

議案第1号、事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《会長職務代理者》

事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《松本委員》

42番について報告いたします。〇〇〇〇さんから△△△△さんに、これはお爺ちゃんから孫に贈与という事で話しを聞いております。孫の□□□□さんも兼業ではありますが農業に意欲的に取り組むと言う事で話をお伺いしております。特に問題ないと思います。

《山口委員》

43番なんですが、譲渡人は住所が□□□□で耕作が不便なので譲り渡すという事です。調査書のとおりであって間違いないと思います。

《山本一也委員》

44番、□□□□の〇〇〇〇さんは遠方のために耕作不便なため、贈与により△△△△さんに所有権移転という運びとなりました。問題はないと思います。

《末光委員》

45番を説明いたします。〇〇〇〇さんのご主人が今年2月に亡くなりまして、ご夫婦で果樹を栽培されていたのですが、△△△△さんが栽培し耕作するという事です。この件に関しましては改植事業の申請をしております、何も問題ないと聞いております。

《山本一也委員》

〇〇〇〇さんは相手方の要望です。△△△△さんは熱心な方で経営拡大によるものです。この度、使用貸借権の設定となりました。

こちら〇〇〇〇さんです。47番こちらも経営拡大と相手方の要望です。

《黒田委員》

48番です。譲受人の〇〇〇〇さん、そして譲渡人の△△△△さんですが、住所はそれぞれ□□□□と〇〇〇〇になっておりますが、実は二人共、三間町内の△△△△という集落の出身であり実家はそこにございます。

実家の比較的近くにある農地を今度譲渡するのでございますが、譲渡人の方はここにありますように□□□□の方に行かれて、もうこちらで農業をやる事はできないという事です。一方の□□□□さんは実家の近所なのでそこをキチンと手入れしていきたいという事です。今も他の農地を十分に耕しておられますので、それでやっていくのも可能だろうという事で問題ないと思います。

《赤松俊雄委員》

49番、〇〇〇〇ですがこの人はもう80歳なって高齢ですので、法人をやめまして、土地を△△△△さん46歳の若い人に譲ります。問題ないと思います。

《赤松利彦委員》

50番、〇〇〇〇さんから△△△△さんに所有権移転で何ら問題ないと思います。

51番、□□□□さんから◇◇◇◇さんへ所有権移転で何ら問題ないと思います。

《会長職務代理者》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり許可することと決定いたします。

続いて、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《今西次長》

（議案第2号議案書をもとに朗読、説明）

議案第2号の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《会長職務代理者》

はい。事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《赤松俊雄委員》

109番、〇〇〇〇さんより△△△△さん。経営規模拡大のために土地を貸借します。

110番も同じく□□□□さん、◇◇◇◇さんに賃貸契約をいたします。以上でございます。

《上田委員》

111番です。これは更新でございます、〇〇〇〇さんは熱心にやっております。何ら問題ないと思います。

《赤松俊雄委員》

112番、〇〇〇〇さんですが、ご主人の△△△△さんは3ヶ月前に80歳で亡くなりました。この人はとても熱心で畑を綺麗に作っておりましたが、後継者は会社員で勤めておられますので、別の人で誰か綺麗に作ってくれる人を探していたのですが、隣接地の□□□□の◇◇◇◇さんが快く受けていただきまして、契約を結んだ次第であります。別に問題はないと思います。

《松本委員》

113番、〇〇〇〇さんから△△△△への更新でございますので何ら問題はないと思います。

《山本一也委員》

114番、利用権設定をする〇〇〇〇さんは遠方で栽培が出来ないため、地元の生産者の真面目な好青年で熱心な△△△△君の方に柑橘の生産を更新して賃貸借権設定となりました。

《赤松俊雄委員》

17番、〇〇〇〇さんから△△△△さんに移転という事です。これは小清水委員さんが間に入ってこの値段で決めて売買となりました。問題はないと思います。

《赤松利彦委員》

18番、〇〇〇〇さんから△△△△さんに売買契約で何ら問題ないと思います。

19番、□□□□さんから◇◇◇◇さんに売買契約で何ら問題ないと思います。

《山本一也委員》

20番について説明します。〇〇〇〇さんは体が不調なために経営が出来ず、△△△△さんは経営が出来て熱心な方です。何ら問題はありません。

《安並委員》

21番、〇〇〇〇さんは体が不自由になりまして農業が出来なくなっております。息子さんは松山の方に就職をされているという事を聞いております。△△△△さんは□□□□さんとは従兄弟の関係でございます。◇◇◇◇さんの息子さんも〇〇〇〇の方に勤めておられますが、一緒に農業をやっておられますので問題はないと思います。

《会長職務代理者》

担当委員の説明が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見ございませんか。

《藤岡委員》

はい。番号18番の売買契約です。

978㎡で〇〇〇〇円っていうのは間違いないのでしょうか。

かなりの金額なのですが。

《濱田係長》

藤岡委員さんがおっしゃられた、金額が間違いないかという事なのですが、間違い有りません。その農地の中に倉庫があるという事で、その倉庫が新しい物ですのでその分を含んでという事を確認しております。

《会長職務代理者》

藤岡委員さんよろしいでしょうか。

《藤岡委員》

はい。

《会長職務代理者》

他にご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

ご意見がないようですので採決をいたします。

議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)の決定について承認されます委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員多数であります。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

以上で令和3年9月の定例総会の議案を終了いたします。